

議案第27号

## 東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第225号）の一部を次のように改正する。

別表愛東西部地区鯉江農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規程で定める日から施行する。

提案理由

公共下水道に接続する農業集落排水処理施設を用途廃止したく、本議案を提出するものである。